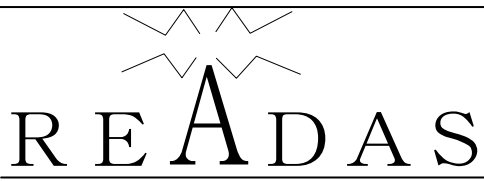


第 5363 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年12月4日 金曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

年の中途中で海外勤務になった者の年末調整

Q：年の中途中で海外勤務になった人の年末調整はどのようにするのですか？

A：次のようにします。

【解説】

年の中途中で海外勤務になった人の年末調整は、その年1月1日から出国する日までの間に支給期が到来する給与について、通常の年末調整と同様の処理をします。

ただし、この場合の社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除、小規模企業共済等掛金などの所得控除は、その年1月1日から出国する日までの間に支払った保険料又は掛金が対象になります。

また、控除対象配偶者や扶養親族等の判定については、原則的には納税管理人の選任の届出書を提出しているかどうかによって、次のように取り扱われることになっていますが、年末調整を行う場合には、その出国の日の現況において判定し、年末までに変動がある場合には、確定申告によって精算することとなっています。

- ①納税管理人の選任届を提出している場合
その年12月31日
- ②納税管理人の選任届を提出していない場合
その出国の日

なお、出国後に支給期が到来した給与のうち、国内勤務に係る給与については、20.42%の税率による源泉徴収(分離課税)が行われ課税が完結しますので、年末調整には含めません。

